

鹿屋体育大学研究生規則

〔昭和60年4月24日〕
規則第3号

改正 昭和62年1月14日 平成31年4月19日
規則第1号 規則第20号
昭和63年4月1日
規則第1号
昭和63年5月25日
規則第8号
平成6年2月17日
規則第1号
平成8年3月26日
規則第4号
平成16年4月1日
規則第36号
平成27年3月18日
規則第8号
平成28年1月22日
規則第1号
平成30年3月12日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号。以下「学則」という。）第66条の規定に基づき、本学における研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 学部の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学又は高等学校を卒業した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

2 大学院の研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学院修士課程を修了した者
- (2) 前号と同等以上の学力を有すると学長が認めた者

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書（別紙様式第1号）
- (2) 履歴書（別紙様式第2号）及び健康診断書（別紙様式第3号）
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書又は修了証明書
- (4) 在職中の者は、その所属機関等の長の承諾書
- (5) 研究計画書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、教務委員会又は研究科教務委員会の議を経て学長が選考

を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究期間は、原則として1年とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、許可を得て1年間の範囲内で研究期間を延長することができる。

(指導教員等)

第8条 学長は、研究課題に応じて、研究生の指導教員を指定する。

2 研究生は、特定の研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。

3 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の諸施設及び諸設備を使用することができる。

4 研究生は、単位を修得しようとするときは、併せて科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を終えた場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 学長は、研究修了者に対し、本人の請求により証明書を交付することができる。

(検定料、入学料及び授業料)

第10条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第6号）に定める額とする。

2 前項の授業料は、研究期間に応じ、6か月に相当する授業料の額（6か月未満であるときは、その期間分に相当する額）を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

(既納の授業料等)

第11条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(実験実習費)

第12条 実験実習費に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び鹿屋体育大学学生規則の規定を準用するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和60年4月24日から施行する。

2 昭和60年度の入学に係る検定料及び入学料の額は、第10条の規定にかかわらず、次に定める額とする。

検定料 5,600円

入学料 36,000円

附 則 (昭62.1.14規則第1号)

この規則は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（昭63.4.1規則第1号）
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭63.5.25規則第8号）
この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

附 則（平6.2.17規則第1号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平8.3.26規則第4号）
この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平16.4.1規則第36号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.18規則第8号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.1.22規則第1号）
この規則は、平成28年1月22日から施行する。

附 則（平30.3.12規則第10号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.19規則第20号）
この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式第1号

入 学 願 書

(研 究 生)

鹿屋体育大学		受付番号	
写真	ふりがな 氏名	昭 和 ・ 平 成 年 月 日 生 印	男 ・ 女
	入 学 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日	
	現 住 所	〒 TEL () -	
最終出身学校 卒業年月日		昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和 年 月 日 卒 業 ・ 修 了 (見 込)	
勤 務 先 等		TEL () -	
保 証 人	氏 名		続 柄
	住 所	〒 TEL () -	
	勤 務 先 等		
研究課題			
指導教員			

- 備考 1. の欄は記入しないこと。
2. 研究課題については、具体的な研究方法等を別紙(A4)により提出すること。

別紙様式第2号

履 歴 書			フリガナ 氏 名			
本 籍			性 別		生年月日	年 月 日生
現 住 所		〒 (電話)				
最 終 学 歴		昭和・平成・令和 年			卒業・修了	
年	月	日	経 歴			備 考
勤 務 先	名 称					
	所 在 地		〒 (電話)			
	役 職					
	所 属 長 役 職					
	所 属 長 氏 名					

鹿屋体育大学 研究生 入学志願者

健康診断書

フリガナ				〒
氏名				現住所
生年月日	年	月	日生	TEL
診 断 事 項				
健康 の 状 況	視力	右	()	胸部X線検査 撮影年月日 年 月 日 直接・間接 NO. 所見
		左	()	
	聴力	右	正常・異常 ()	
		左	正常・異常 ()	
その他の疾病 及び異常	なし・あり ()			
医師の所見 (入学後健康の管理上注意すべき事項)				
<p>診断の結果上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 (所在地)</p> <p>医療機関名</p> <p>医師の氏名 印</p>				

- (注) 1. この健康診断書の診断事項を全て受診の上、診断結果を記入してください。
 2. 診断事項中、異常又は特に記入事項がない場合でもその旨を記入して下さい。